

## 国家公務員に係る法律実務の取扱いについて

内閣官房行政改革推進事務局  
公務員制度等改革推進室

### 1 現在の法律実務の取扱い

現在、一般職の国家公務員に係る法律実務の取扱いに関しては、司法試験合格者について、内閣法制局参事官及び法務事務官の5年の実務による資格付与が認められている。

### 2 国家公務員における法律実務等の現状

#### (1) 法律実務の現状

近年、行政ニーズの複雑化・高度化に伴い、国の行政においては、特定の分野ごとの法制度のみにとどまらず、関連分野の法制度を含めた広範な法律上の対応を図っていかなければならない場面や、事前規制型から事後チェック型への転換など、規制制度について大幅な見直しを行う機会が増加している。

このような状況を背景として、本府省に勤務する職員においても、法律の立案・審査や紛争処理等について、内閣法制局参事官、法務事務官の実務に相当すると考えられる法律実務の分野が増大している。

#### (2) 具体的な法律実務の例

##### 法律立案事務

法律案の立案、他府省との協議（他の法律等との調整）等

例：「電子署名及び認証業務に関する法律」（法務省、総務省、経済産業省）

##### 法律審査事務

総務課、文書課等において、原課等が立案した法令を審査、内閣法制局のカウンターパート

## 訴訟関係事務

国を相手方とする争訟事案への対応（国の指定代理人として訴訟を遂行、法務省との連絡調整等）

### （３）司法試験合格者の在職状況

本年５月現在で、本府省に勤務している国家上級（甲）・種採用職員のうち、司法試験合格者（未修習）の数は、約７０名程度である。

## ３ 検討の必要性

以上のように、本府省に勤務する国家公務員の法律実務においては、法務事務官、内閣法制局参事官に相当すると考えられる実務内容が見られるところであり、企業法務等の実務による法曹資格の付与の検討に当たっては、国家公務員についても、資格付与の対象の拡大を検討することが必要であると考えられる。

また、このことは、法律実務家の人材の流動性を高めることにつながり、司法、行政、経済界等、我が国のさまざまな分野で法曹が活躍する社会の実現に資するものと考えられる。

なお、公務員制度改革の立場からは、公務部門に有為な人材を確保していくという観点から、司法制度改革の進展も視野に入れつつ、採用試験制度の抜本改革の在り方の検討を進めているところである。

（参考）「公務員制度改革大綱」（抄）（平成 13 年 12 月 25 日 閣議決定）

平成 16 年度以降の採用試験については、新人事制度以降への対応及び司法制度改革も視野に入れつつ、優れた人材を幅広く柔軟に採用できるような試験の在り方など、多様で質の高い人材を広く求める観点から、内閣を中心に、新人事制度における位置付け、法科大学院の新設への対応など採用試験の抜本改革の在り方について検討し、平成 14 年度前半を目途に成案を得る。